

# 最高裁裁判官5人が全員一致

## 兵庫●三井倉庫事件、完全勝利判決

神戸の高台から港を見下ろすと、眼下に飛び込んでくる港湾倉庫群。三井・三菱・住友・篠崎…、日本でも有数の港、神戸港。昭和51年には石綿輸入量が日本一となり、全国の総輸入量の3分の1の取扱量があった。多くの人の手を経て港湾を通過した石綿。それらは、手鉤で持ち上げられ、投げ入れられ、また「捲り返し」といった乱雑な荷役方法がとられた。貨物船の中、船の中、パレットに積み上げ、フォークリフトで運び、倉庫に積み上げ、こぼれた石綿を掃き集め、数量を数えた人々。

三井倉庫事件は、安全配慮義務違反等を理由にして、損害賠償請求訴訟を提起した事件である。被災者の故中本有年さんは、1951年から約27年間三井倉庫に勤務。運搬用のトラクターに石綿を積載し岸壁から倉庫への搬入などに従事。退職後の1997年頃、悪性胸膜中皮腫と診断され、治療を続けるも1999年に77歳で亡くなられた。

2007年2月神戸地裁に、原告である妻と長男が提訴。6年9か月の裁判闘争だった。

裁判では、三井倉庫が「石綿の取扱量が少ない」と主張し石綿曝露を争い、さらに中皮腫発

症を予見できたのは1981年以降であると反論し、予見可能性も激しく争われたが、地裁は疾病と業務の因果関係を認め、会社側の安全配慮義務違反を認定した。

高裁では、「じん肺法の解釈では三井倉庫側の主張に分があると思う」と一瞬ヒヤリとする場面もあったが、これは裁判官のダメ押し、より確固としたものを狙ったものと思われる。判決は「昭和35（1960）年制定の『じん肺法』によって危険性は予見できた」と一審判決を支持し、故有年さんが業務で石綿粉じんに曝露して死亡したことを認めた。

さらに、日本有数の総合物流業者であるとして、労働者の安全を配慮する社会的責務がより大きいことも指摘した。

三井倉庫は上告したが、2013年11月21日、最高裁第一小法廷は、裁判官5人の全員一致で「上告申立を受理しない」旨を決定し、約3,600万円の支払いを命じた2011年2月25日の高裁判決が確定した。これは港湾アスベスト被害に関する初めての最高裁決定であり、他のアスベスト訴訟にも大きな影響を与えることは間違いないだろう。

原告の中本文明（長男）さんは、「活動を続けているうちに神

戸港でアスベスト被害にあわれた方々と面識を持ち、私の活動を支えていただけの多数の方々と知り合うことができた。こんなにも問題意識を持つ人が多くいることを知った。苦しんでおられる方も多いのに驚いたのを覚えている。私が負ければ港湾裁判だけでなく、いま闘っている多くの方への影響は必須。絶対に、苦しんで逝った父の無念のために、負けてはならないとの信念で闘い続けた」と感想を述べている。

弁護団長の松村弁護士は、「すばらしい成果を得た。しかし、三井倉庫はいまなお謝罪も反省もしていない。この裁判の成果を港湾関係等のアスベスト被害の救済に大いに活用していただくことが、無反省な三井倉庫を一層追い詰めていくことになるのではないかと決意を新たにしている。

弁護団の伊藤弁護士は、「提訴から6年9か月、うち2年9か月が最高裁判所待ちの長い闘いだった。奥さんが御健在のうちに勝訴の報告ができたことに心底ホッとしている。主張立証を補充したお蔭で、結果的には、地裁判決を上回る高裁判決となった。意見陳述や、多くの方々が証人や証拠探しに協力して下さり、地裁・高裁とも毎回多くの方に傍聴支援をいただいた。今回の成果が港湾アスベスト被害の救済につながることを願って止まない」と振り返っている。

ひょうご労働安全衛生センターも、当時の資料や証人探し、傍聴などの裁判闘争を積極的に支援

した。

高度成長期を一生懸命働き、働いたがゆえにアスベスト疾患に発症された。誰しも天命を全うする権利がある。しかし、その命が強制的に奪われているのである。

なぜ頑なに企業は、裁判を引き延ばしたのか。国、企業は、アスベスト被害者への二重三重の過ちを繰り返してはいないか。港湾アスベスト被害は、倉庫、元請、

エーゼントや荷役作業をする作業会社、港運会社などがあり、作業会社や検数員に多くの被害が発生し、現在その発症期を迎えていると思われる。

港湾に被災者救済の補償基金が設立されたと聞いているが。生前に一日でも早くこのような補償制度の救済措置が適用



(ひょうご労働安全衛生センター)

# 日通石綿裁判、控訴審も勝訴

## 兵庫●提訴5年目、日通上告せず確定

尼崎のクボタ旧神崎工場に、1950～80年代、石綿を運ぶなどして、中皮腫や肺がんで死亡した日本通運の運転手など5名の遺族が、日通に対して約2億2,250万円の損害賠償を求めた裁判の控訴審判決が、1月30日、大阪高裁（小島浩裁判長）で言い渡された。2009年の1月30日に神戸地裁尼崎支部に提訴し、ちょうど5年目の日だった。

小島裁判長は神戸地裁尼崎支部判決に続いて日通の責任を認め、約1億3,300万円の支払いを命じた。被害者全面勝訴の判決となった。（地裁提訴当時は日通と共にクボタも被告としていたが、2012年6月28日の地裁判決前にクボタとは和解した。）

日通は上告せず、ここに、長きに渡った裁判が勝利のうちに終結した。

原告団、弁護士、そして尼崎労働者安全衛生センター、患者と家族の会をはじめとする支援の方々の頑張りに深く敬意を表する次第です。

被害者側は尼崎労働者安全衛生センターを窓口として、6回にわたって、謝罪と補償を求めて直接交渉を行った。

ところが日通は、被害者との交渉がはじまった直後の2007年1月26日、突然、「アスベスト疾患についてのお見舞金制度」を発表した。内容は被害者の要求とはかけ離れたものであり、何ら事前の相談もなかった。

日通の企業内補償制度の適用を求めて粘り強い話し合いを行ったが、「退職者は別だ」として、きわめて不誠実な態度を続ける日通に、被害者側は裁判を始めざるを得なかった。

法廷では、元日通・クボニ（旧クボタ神崎工場の構内下請け）労働者への証人尋問が行われ、日通の「石綿の運搬業務自体でたくさんのアスベストを吸うことはない」という主張に対して、元日通労働者が「とにかく凄いいほりだった。またマスクをするなどの指示は一切なかった」と述べ、また日通の「1962年以降のクボタとの契約はなく、旧神崎工場へ出入りをしていない」との主張に対し、元クボニ労働者は「それ以後も私は事務所から日通のトラックを目撃していた」と証言し、浅はかな日通の嘘はあばかれたのだった。

地裁判決では、1959年以降のアスベスト被害の予見可能性を認め、日通は散水で粉じんの軽減を図らなかった、粉じんマスクの配布がなかった、安全教育・指導が適切に行われていなかったことを理由に日通の安全配慮義務違反を認め賠償を命じた。

今回の高裁判決において同趣旨の判断が示されたものの、日通が上告するのではないかと懸念されていた。

原告・支援は判決後すぐに日通大阪支店に対して上告するなどの申し入れを行った。

そして、ついに日通は上告を断念。話し合い、裁判、何度となく行われた申し入れや情宣活動がついに実を結んだ。

一方、ニチアス王寺工場に駐在していた日通社員の吉崎忠司さんが中皮腫を発症、定年退職していた吉崎さんは日通に企業内補償の適用を求めたが日通は